○国土交通省告示第八百八十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年八月二十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ―3327	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　３ＢＡＪＫ15ＢＥ３	スズキ　３ＢＡ－ＪＢ74Ｗ	スズキ株式会社　静岡県浜松市中央区高塚町300番地

○国土交通省告示第八百八十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年九月十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ―3330	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　５Ｂ―Ｂ６―７Ｃ	三菱　５ＢＡ－ＢＡ１Ａ、三菱　５ＢＡ－ＢＡ５Ａ、ニッサン　５ＢＡ－ＢＢ１Ａ、ニッサン　５ＢＡ－ＢＢ５Ａ	三菱自動車工業株式会社　東京都港区芝浦三丁目１番21号
㊎Ｇ―3331	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　４Ｂ―Ｂ６―８Ｃ	三菱　４ＢＡ－ＢＡ２Ａ、三菱　４ＢＡ－ＢＡ６Ａ、ニッサン　４ＢＡ－ＢＢ２Ａ、ニッサン　４ＢＡ－ＢＢ６Ａ	〃

○国土交通省告示第八百八十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年九月十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43＊58Ｒ03／03＊0407＊00	Ｒ58　突入防止装置　ＹＯＫＵＴＯ　ＷＲ25―1080	車両重量25,000kg以下のリヤダンプ（傾斜する荷台を備えた自動車）	極東開発工業株式会社　大阪府大阪市中央区淡路町２―５―11極東開発グループ本社ビル

○国土交通省告示第八百八十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年九月十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 155 Ｒ 00／00＊0099＊00	Ｒ155　サイバーセキュリティー　スズキ　Ｗ000	スズキ　ＭＨ95Ｓ、ＭＨ85Ｓ、ＭＪ95Ｓ、ＭＪ85Ｓ	スズキ株式会社　静岡県浜松市中央区高塚町300番地

○国土交通省告示第八百八十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年九月十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 156 Ｒ 00／00＊0101＊00	Ｒ156　ソフトウェアアップデート　スズキ　Ｗ000	スズキ　ＭＨ95Ｓ、ＭＨ85Ｓ、ＭＪ95Ｓ、ＭＪ85Ｓ	スズキ株式会社　静岡県浜松市中央区高塚町300番地

○国土交通省告示第八百八十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年九月十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 155 Ｒ 00／03＊0096＊00	Ｒ155　サイバーセキュリティー　ニッサン　ＺＥＥ２Ｊ	ニッサン　ＺＡＡ－ＺＥ２	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地

○国土交通省告示第八百九十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年九月十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 156 Ｒ 00／00＊0096＊00	Ｒ156　ソフトウェアアップデート　ニッサン　ＺＥ２Ｊ	ニッサン　ＺＡＡ－ＺＥ２	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地

○国土交通省告示第八百九十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年九月十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 155 Ｒ 00／03＊0095＊00	Ｒ155　サイバーセキュリティー　ニッサン　ＺＥ２	？？？ＺＥ２？？？？？？？？？	欧州日産自動車会社　8, rue Jean Pierre Timbaud 78180 Montigny-le-Bretonneux, France

○国土交通省告示第八百九十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年九月十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 156 Ｒ 00／00＊0095＊00	Ｒ156　ソフトウェアアップデート　ニッサン　ＺＥ２	？？？ＺＥ２？？？？？？？？？	欧州日産自動車会社　8, rue Jean Pierre Timbaud 78180 Montigny-le-Bretonneux, France